○　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年七月二十日大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第百八十五条の五並びに第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 一～三十五　（略） 三十六　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第二項において準用する独立行政法人通則法第六十四条第二項 三十七　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第二項	1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第百八十五条の五並びに第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 一～三十五　（略） （新設）

三十八　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第二項 三十九　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第二十五条第二項 2～4　（略）	2～4　（略）